

講演◎財務省大臣官房審議官(主税局担当) 宮内 豊

税制の当面の諸課題

財務省大臣官房審議官(主税局担当)の宮内豊氏が講師を務め、平成二十三年
度税制改正法案の今後の動向、東日本大震災への税制上の対応、社会保障と税
の一体改革など当面する税制上の重要テーマについて語った。

とき…平成23年6月16日(木)



宮内 豊(みやうち・ゆたか)氏

昭和56年大蔵省(現財務省)入省(大臣官房文書課)。昭和62年大阪国税局灘税務署長、平成17年主税局調査課長、平成18年主税局税制第一課長、平成19年主税局総務課長、平成21年大臣官房付兼内閣府本府行政刷新会議事務局次長等を歴任、平成22年7月に大臣官房審議官(主税局担当)に就任。

I 平成二十三年度税制改正の経緯

ホット 이슈が数多く並んだ現状

例年に比べ、今年は平成二十三年度税制改正法案の動向、東日本大震災への対応とその財源についての検討、そして社会保障と税の一体改革についての議論と、正にホット 이슈が数多く並んでいるのが特徴です。

まず、平成二十三年度税制改正の経緯からお話をさせていただきます。

平成二十三年度税制改正は、民主党政権になって二度目の税制改正作業です。昨年六月に「新成長戦略」「財政運営戦略」が閣議決定され、平成二十三年度税制改正の議論に向けた枠組みが設定されました。ここでは税制抜本改革の実現に向けて、経済の活性化と財政の健全化を一体として改革し、「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」の実現を目指すことされました。また、ほぼ同じタイミングで、政府税制調査会の有識者による専門家委員会(委員長…神野直彦東京大学名誉教授)でも税制改正のためのビジョンづくりが進められました。こうした中で、二十三年度税制改正の具体的な検討作業

が十月から開始され、審議が進められてきました。

平成二十二年度の税制改正プロセスと異なる点は、民主党内に政策調査会と税制改正プロジェクトチーム（PT）が設置されたことです。税制調査会と並行して与党としても議論を行い、その検討結果を税制調査会に対し提言を行うという体制で検討が進められました。税制調査会では十月六日から本格的な検討が始められ、十二月六日にPTから提言をいただきました。そしてこの提言を踏まえ、十二月十六日に平成二十三年度税制改正大綱が閣議決定され、今年一月二十五日、税制改正法案が国会に提出されました。

通常、年度改正法案は三月三十一日までに成立していますが、今回はねじれ国会ということもあり、年度内の成立がかないませんでした。そのままでは大変な混乱が生じますので、応急の対応として期限の到来する税制措置については六月三十日まで従来の税法を適用することを内容とする「つなぎ法案」が議員立法されました。ただし、改正法案本体は成立していない状況に変わりはありません。

そこで民主党・自由民主党・公明党の三党間で法案の処理をめぐり協議がなされ、六月八日、平成二十三年度税制改正

法案を、引き続き協議が必要なものと六月中に成立をさせるものと二分割するというところで合意がなされたのです（※10頁表3）。

そして六月十日、六月中に成立させるものとして、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました（※六月二十二日に成立）。

さらに並行した動きとして、四月二十七日に、東日本大震災に対応するための震災税特法（「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」）が成立しました。ただ、これは税制の応急措置ですので、今後は復興財源も含めた第二弾の措置についての検討が必要になってくるかと思えます。

もう一つ、社会保障と税の一体改革についての議論も昨年から続いています。政府・与党社会保障改革検討本部が設置され、民主党が昨年十二月六日に出した中間整理を踏まえて十二月十四日に閣議決定がなされました。平成二十三年半ばまでに社会保障改革と税制改革について成案を得ることとされ、現在、今月中をめどに成案を得るべく最後の作業が続いているところ です。

併せて、社会保障と税に関わる番号制度についても議論が続いています。基本方針と要綱が四月にまとめられ、六月末の大綱の決定を目指して作業が続いています。さらに今年の秋以降、番号制度についての関連法案の提出を目指して取り組むこととされています。

以上の大きな流れを踏まえ、まずは我が国税制の現状と課題について順にお話しさせていただきます。

Ⅱ 我が国税制の現状と課題

公債発行額が三年連続で税収額を上回る

まず、足元の税収の動向です。歳出に占める税収の割合は、平成二十一年が三八・四％、平成二十二年が四一・〇％、平成二十三年が四四・一％と、三年続けて五割を切るという異常な状況です。さらに公債の発行額については、平成二十一年度が最高額で五二兆円、平成二十二年・二十三年度ではそれぞれ四四・三兆円（※補正後予算額）です。

一方、ここ三年間の税収額は平成二十一年度から順に三八・七兆円、三九・六兆円、四〇・九兆円。つまり三年連続で、

公債の発行額の方が税収を上回っている状態です。このような事象は、戦後直後の経済が疲弊していた昭和二十一年以来の事態となっています。

こうした逼迫した財政の立て直しに向け、昨年六月に「財政運営戦略」が閣議決定されました。遅くとも二〇二〇年度までに収支（フロー）ベースで国・地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス）を黒字化するなどの目標が掲げられています。

さらに目標達成のため、施策の新たな導入・拡充を行う際は安定的な財源確保を行うと謳った「財源確保ルール（ペイアズユーゴー原則）」や、社会保障費のような構造的な増加要因である経費には安定的な財源を確保すると定めた「構造的な財政支出に対する財源確保」など五つの基本ルールが定められました。

さらに、①国債発行額の抑制（平成二十二年度予算の水準（約四兆円）を上回らない）、②歳入面での取組（税制抜本改革等）、③歳出面での取組（歳出の抑制等）の三つを軸とした「中期財政フレーム」や、国の一般会計歳出から国債費等を除いた「基礎的財政収支対象経費」を、今後三年間は七一兆円の範囲内に抑えていくことも決定されています。

翻って、主要税目の平成二十三年度の税収を見ますと（表1）、所得税と法人税はピーク時に比べるとかなり減っている一方で、消費税は安定的に推移しています。あまり景気の動向に左右されずに税収を確保できる税目であるといえるでしょう。

平成二十三年度内に法制措置との定め

平成二十一年に自由民主党・公明党の連立政権下で成立した税制改正法の附則第一〇四条には、税制抜本改革の基本的な方向性が定められています。この法律は今でも効力があるので、現在の政府もこの法律に拘束されます。なお、附則第一〇四条に書かれている内容と、民主党政権になってまとめられた税制改正大綱の方向性は、かなり一致しているといえるのではないかと思います。

税制抜本改革（全般）について、附則第一〇四条では、「経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずる」とあり、この「二十三年度までに」というのは、来年三月までに必要な法制上の措置を講じなければならないということが法律上、

定められているということです。

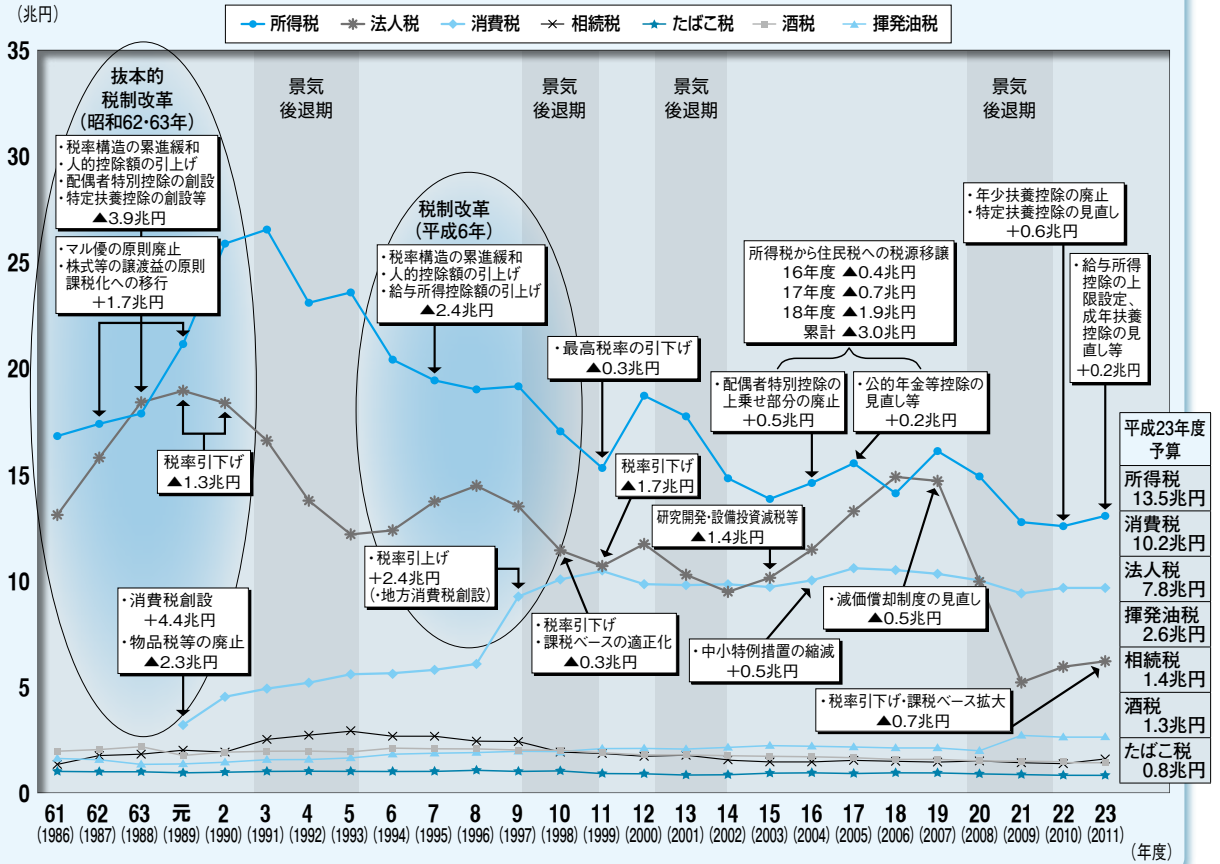
一方、平成二十三年度税制改正大綱には、「社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め（中略）平成二十三年半ばまでに成案を得、」と書かれており、成案を得る時期が「半ば」ですから、正にその時期に來ているということです。

各税目の改革の方向性も同様で、例えば個人所得課税では、附則第一〇四条で「格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し」と書かれています。平成二十二年度の大綱では「所得再分配機能の回復等の観点からの、給与所得控除の見直しや、税率構造などの所得税改革にも取り組む」とあり、似通ったものになっています。法人課税も同様で、課税ベースを拡大するとともに、税率の引下げを検討していくということが書かれています。

消費税については、附則第一〇四条では「年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討」と書かれている一

■表1 主要税目の税収の推移(一般会計分)

(講演資料より)



(注1) 計数は、21年度までは決算額、22年度は補正後予算額、23年度は予算額である。また、グラフ中の税制改正による増減収見込額は、平年度ベースの金額である。

(注2) 1年限りの措置として、平成6年度に▲3.8兆円、平成7年度に▲1.4兆円、平成8年度に▲1.4兆円、平成10年度に▲2.8兆円の特別減税を実施。

方、平成二十三年度の大纲では、「消費税を社会保障の目的税とする」「まずは高齢者三経費を基本」「将来的には『社会保障』全体について安定財源を確保」、また、逆進性対策として「複数税率」よりも「還付制度」を優先的に検討するとされている民主党調査会の中間整理を尊重することとされています。

また、資産課税については、相続税の課税ベースと税率構造の見直しを行うことが附則第一〇四条にも平成二十二年度税制改正大綱にも明記されています。ただ、資産課税に関しては課税方式の見直しまでは双方とも踏み込んでいませんので、引き続きの課題となつていると思います。

経済活性化と財政健全化両立の実現を

それでは、各種税目の現状と課題について詳しく見ていきます。

1. 所得税

所得税収は、ピーク時(平成三年度)の二六・七兆円から平成二十三年度(予算額)では一三・五兆円まで下がっています。その原因としては、①度重なる制度減税、②利子・土地譲渡などの分離課税分が大きく落ち込んでいることなどが

■表2 給与収入別の税負担額・給与収入の分布と平均給与の推移 (講演資料より)

給与収入別の税負担額(夫婦子2人)(所得税+個人住民税)

	500万	1000万	2000万	3000万
昭和61	39万	189万	701万	1350万
現行	20万	113万	468万	918万

給与収入の分布、平均給与の推移

	平成2年	平成9年	平成20年
500万以下	70%	62%	70%
500万超	30%	38%	30%
平均給与	425万円	467万円	430万円

挙げられます。ピーク時からの差額計約一三兆円減の内訳は、①制度減税及び所得税から住民税への税源移譲(■▲約四兆円)、②分離課税分の落ち込み(■▲約八兆円)、計約一二兆円が大部分を占めます。

次に、税率の動向です。消費税導入前の昭和六十一年当時と比較すると、累次の累進緩和(フラット化)が行われた結果、所得再分配機能を低下させた面があるともいえます。給与収入別の税負担額を見ますと(表2)、例えば年収三〇〇万円の人の場合、昭和六十一年には一三五〇万円の所得税と住民税をお支払い

いただいていたのが、現行では九一八万円しかいただいていないこととなります。さらに給与収入の分布・平均給与の推移を見ると、年収五〇〇万円超の人たちの分布割合は平成二年に三〇%、平成九年に三八%と全体的に上へシフトしたものの、平成二十年にはまた三〇%と下がっている。平均給与も平成九年に上昇したものの、平成二十年にはまた下がってしまいました。つまり、全体として所得階層区分(ブラケット)が下がり、限界所得税率も下へシフトしているということ

です。給与収入が上がり続けている間は累次の累進緩和も効果があったかもしれませんが、現在では、逆向きのブラケットクリープ(注)が税制全体として起こってしまっているといえます。

そこで所得税見直しの基本的方向性としては、雇用形態や就業構造の変化も踏まえながら、所得再分配機能や財源調達機能を回復するための改革を進める必要があるということ。そのためには、①税率構造の見直し、②高所得者に対して結果的に有利になっている所得控除の見直しなどによる課税ベースの拡大、さらに、③所得控除から税額控除・給付付税額控除・手当へという改革を進めること——が現在の方向性であるといえます。

(注)ブラケットクリープ——所得階層区分(ブラケット)が上がり、限界所得税率・平均所得税率も上昇する現象。

2. 消費税

消費税収は平成九年度以降、約一〇兆円前後で安定的に推移しています。他税目と異なり、景気に左右されにくい税目といえるでしょう。なお、消費税率一%当たりの税収は約二・五兆円と試算されています(平成二十三年度)。

消費税五%(うち地方消費税一%)のうち、国分の税収は全体の六割弱で七・二兆円です。この七・二兆円は基礎年金、老人医療、介護の「高齢者三経費」のみに充当することになっています(予算総則第一七条)。ただ、最初にこの予算総則が制定された平成十一年度には消費税収と「高齢者三経費」との差額は一・五兆円に過ぎませんでした。それが、「高齢者三経費」は年々伸び、一方で消費税率は据え置きですから、平成二十三年度にはその差は一〇兆円にまで拡大してしまっています。

消費税で議論の焦点となる逆進性については、消費税負担のみではなく負担(税・社会保険料)と受益(社会保障給付等)の両方を考慮する必要があります。

税・社会保険料の拠出と受益総額との関係を示した「平成二十年所得再分配調査報告書」（厚生労働省）によると、低所得者ほど社会保険受給額が多く、反対に高所得者ほど税・社会保険料の拠出が多くなっています。つまり負担と受益全体を見ると、高所得者から低所得者への再分配が行われていることが分かります。

実は税の世界でも、所得税と消費税とを併せて考えるとそれほど逆進性は認められないと私は考えています。額ベースでいえば、消費税負担額は高所得者の方が多いことも指摘されていますので、逆進性については総合的に考える必要があります。ろうかと思えます。

また、逆進性対策として飲食料品等への軽減税率の適用がよく主張されますが、中高所得者もその恩恵を受けるため、逆進性対策としての有効性があるかどうか、また、適用税率の区分・対象品目の線引き等を含め、事業者・税務当局の事務負担が大きくなるという懸念もあります。また、仮に飲食料品等を5%に据え置けば増収額は20%程度目減りするという税収ロスも指摘されています。それゆえ、軽減税率の適用よりも低所得者向け給付等の方が望ましいというのが国際的な議論の趨勢となっています。

3. 法人税

法人税収は平成元年度の一兆九千億円をピークに、中長期的に減少傾向にあります。これは①バブル期以後の法人税率の引下げと、②欠損金の繰越控除等によって課税ベースが抑えられていること——などが要因です。景気動向に左右されやすい税目のため、平成二十一年度の税収はリーマン・ショックの影響を受け六・四兆円まで落ち込みましたが、平成二十二年度は七・五兆円、二十三年度は七・八兆円の税収見込みとなっています。

法人税についてよく議論されるのは、実効税率（国際比較）です。我が国においては段階的に税率引下げを行ってきたが、特に中国・韓国・シンガポールといったアジア諸国に比べると高い水準となっています。

そこで今後の方向性としては、国際競争力の強化、国内の雇用・投資の維持・拡大等の観点から、課税ベースの拡大と法人実効税率の引下げを行うこととしていきます。平成二十三年度税制改正大綱では、減価償却制度や欠損金の繰越控除の見直し等により課税ベースを拡大しつつ法人実効税率を5%引き下げることが盛り込まれております。

4. 番号制度

社会保障・税に関わる番号制度については、昨年二月以降、府省横断的な検討が進められていて、今年になって、特に議論が盛んになっています。今月末までには今後の対応をまとめた「社会保障・税番号大綱」を公表し、秋以降、可能な限り早期に関連法案を提出していく予定です。そして平成二十六年六月に全国民に「番号」を配布し、平成二十七年一月以降、可能な範囲から利用を開始するというスケジュールが検討されています。

利用する番号は、個人は住民基本台帳ネットワークを活用した新たな番号、法人は商業・法人登記の会社法人等番号を活用した番号が想定されています。利用範囲は年金、医療、福祉、介護、労働保険などの社会保障分野、そして国税・地方税の各税務分野がイメージされています。税務分野における「番号制度」は、①取引先へ番号を「告知」する、②税務当局に提出する法定調書・納税申告書に番号を「記載」することが考えられています。つまり法定調書と申告書の両方に番号を書いていただくことになるでしょう。その結果、税務当局は、番号記載済の法定調書と納税申告書の情報を、番号をキーとして名寄せ・突合することが可能に

なり、納税者の所得情報をよりの確に把握できると見込まれています。

ですから、所得把握の精度を高めるためには、法定調書の拡充等の方策を幅広く議論することが今後の検討課題です。ただし、番号を利用して、事業所得や海外資産・取引情報の把握には限界があることも留意しなければなりません。例えば、日常的な支払いすべてに法定調書の提出を求めるのは困難でしょうし、仮に経費にかかる法定調書の提出を受けたとしても、その支出が経費なのか家事費なのかまで把握することは難しいと思われます。

したがって、「番号制度」によって「何でも分かってしまうのでは」と心配される方もおられますが、実際はそうしたことは起こりにくいだろうと見ています。

Ⅲ 平成二十三年度税制改正法案

現在、審議が続いている平成二十三年度税制改正法案の構造を御説明します。

大別すると、「税制抜本改革の一環をなす改正（附則一〇四条第三項と方向性を共有）」、「政策税制の拡充・納税者利便の向上・課税の適正化」「期限切れ租

■表3 平成23年度税制改正法案に係る法的手当て

(講演資料より)

23年度税制改正法案の構造

税制抜本改革の一環をなす改正(附則104条第3項と方向性を共有)			
個人所得課税	法人課税	資産課税	消費課税
<ul style="list-style-type: none"> ・給与所得控除の上限設定 ・特定支出控除の見直し ・成年扶養控除の縮減(低所得者・障害者等は存続) ・短期勤務の役員退職金課税の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・実効税率を5%引下げ(法人税率30%→25.5%) ・課税ベースの拡大等一減価償却の見直し一欠損金繰越控除の見直し等 ・中小法人に対する軽減税率の引下げ(18%→15%) ・中小企業関係租特の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・相続税の基礎控除の引下げ、税率構造の見直し ・贈与税の税率構造の緩和、精算課税の対象拡大(孫) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策のための税の導入(石油石炭税の税率の上乗せ)

○現在国会で審議中の平成23年度税制改正法案(所得税法等の一部を改正する法律案)を修正し、存置する法律案

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案

政策税制の拡充・納税者利便の向上・課税の適正化

- ・雇用促進税制等政策税制の拡充
- ・寄附金税制の拡充
- ・納税者権利憲章の策定等国税通則法の抜本改正
- ・その他納税者利便の向上、課税の適正化等
 - ・年金所得者の申告不要制度の創設
 - ・航空機燃料税の税率引き下げ
 - ・租税罰則の見直し等

○別途の新たな法律案として国会に提出

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案

期限切れ租税特別措置の延長等

- 〈単純延長〉
 - ・住宅用家屋の保存・移転登記の登録免許税の軽減
 - ・農林漁業用A重油の石油石炭税の免税・還付等
- 〈縮減の上延長〉
 - ・肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
 - ・公害防止用設備の特別償却
 - ・e-Taxによる申告の所得税額控除等
- 〈拡充の上延長〉
 - ・離島に係る航空機燃料税の税率軽減
 - ・中小法人に対する税率軽減(本則22%→特例18%)等

※本年3月末日期限となっている措置については、つなぎ法により6月末まで単純延長されている。

税特別措置の延長等」の三つの観点があります(表3)。

このうち「税制抜本改革の一環をなす改正(附則一〇四条第三項と方向性を共有)」の部分と、「政策税制の拡充・納税者利便の向上・課税の適正化」のうちの「納税者権利憲章の策定等国税通則法の抜本改正」の部分は、六月八日の「三党合意」により、改正法案を修正した「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」として引き続き協議することとなりました。

それ以外の、例えば雇用促進税制等の政策税制の拡充や寄附金税制の拡充、年金所得者の申告不要制度の創設、中小法人に対する税率軽減(本則二二%→一八%)など期限切れ租税特別措置の延長等を盛り込んだ部分は二十三年度税制改正法案から切り出して、新しい別の法律案「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」として国会に提出しています。こちらは「三党合意」で「六月中の成立」と決められたものですので、もうまもなく成立すると思われる(※六月二十二日に成立)。

ただ、所得税の給与所得控除の上限設

定(給与収入一五〇〇万円から)や、法人実効税率の五%引下げ、中小法人に対する軽減税率の引下げ(一八%→一五%)、相続税の税率構造の見直し、地球温暖化対策のための税(温対税)の導入などは、七月以降も協議を続けることとされています。

また、「納税者権利憲章」の策定等国税通則法の抜本改正については、税理士の方々にとっても非常に関心のあがる内容であろうかと思えます。主に、①納税者権利憲章の策定、②税務調査手続きの明確化・法制化、③更正の請求の期間の延長(一年→五年)、④記帳・帳簿等保存義務の拡大と併せた処分の理由附記——の四つが重要点として挙げられますが、これも引き続きの協議事項とされました。

これら一連の改革案については、与野党間、特に自民党との間で意見の相違があり、今後の補正予算の検討と併せて各党間で引き続き協議するということになっています。ただいずれにしても「成案を得る」ことは「三党合意」で明文化されていますので、どんな修正が加えられるのか、あるいはこのまま進展していくのかという今後の動向に注意をいただきたいと思います。

IV 東日本大震災への税制上の対応

東日本大震災への税制上の支援措置については、第一弾として「震災税法」が四月二十七日に成立しました。これは被災納税者の実態等に照らし、現行税制の適用の免除、要件緩和、還付など、当面の緊急対応措置を講じるものです。

ただ、これはいわば応急措置ですから、今後全体の復興支援策、例えば住宅の供給やまちづくりのあり方等が決定すれば、それを支援するような税制措置を第二弾として、今後の復興スキームと併せて検討していく予定です。また並行して、復興のための財源措置をどうするかという議論も行っておりあります。

さて「第一弾」の内容は、主に、①阪神・淡路大震災の時と同じ内容、②阪神・淡路大震災時の対応を拡充したもの、そして③今回新設した措置——の大きく三つに分かれます。

具体的に見ていくと(表4)、所得税については、雑損控除の特例や、被災事業用資産の損失の特例を設け、二十二年分所得での適用を認めることとしました。今回新設した対応は、大震災関連寄附に係る寄附金控除の拡充です。大震災関連

寄附について、控除可能限度枠を総所得の80%まで拡大し、更に認定NPO法人が募集する寄附について指定寄附金として指定した上で税額控除制度を導入することとしました。これは平成二十三年度税制改正法案の中で書かれていることを先に適用しています。

法人税については、震災損失の繰戻しによる法人税額の還付、被災代替資産等の特別償却を拡充しました。

資産税については、住宅取得等資金の贈与税の特例措置に係る居住要件の免除等、被災した船舶・航空機の再建造等に係る登録免許税の免税を新設しています。消費課税については、建設工事の請負に関する契約書等の印紙税の非課税、被災者の買換え車両に係る自動車重量税の免税、揮発油税等の「トリガー条項」の一時凍結（適用停止）等の措置を講じました。

また、これらの対応を盛り込んだ平成二十三年度第一次補正予算等に関する四月二十九日の「三党合意」では、「復旧・復興のために必要な財源については、既存歳出の削減とともに、復興のための国債の発行等により賄う。復興のための国債は、従来の国債と区別して管理し、その消化や償還を担保する」とありますの

■表4 東日本大震災への税制上の対応(第一弾)(国税)

阪神・淡路大震災時の対応を拡充=○、新設=◎

【所得税】

○雑損控除の特例

- ①住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、22年分所得での適用を可能とする。
- ②繰越し可能期間を5年とする(現行3年)。

◎大震災関連寄附に係る寄附金控除の拡充

平成23年、24年、25年分の所得税において、大震災関連寄附について、寄附金控除の控除可能限度枠を総所得の80%(現行40%)に拡大する。また、認定NPO法人等が、大震災に関して被災者の救援活動等のため募集する寄附について、指定寄附金として指定した上で、税額控除制度を導入する(税額控除率40%、所得税額の25%を限度)。

【法人税】

○被災代替資産等の特別償却

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、①被災した資産(建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両)の代替として取得する資産、②被災区域内において取得する資産(建物、構築物、機械装置)について、特別償却を可能とする。

【資産税】

◎被災した船舶・航空機の再建造等に係る登録免許税の免税

法律の施行の日の翌日から平成33年3月31日までの間に、大震災により滅失・損壊した船舶・航空機に代えて建造又は取得する船舶・航空機に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税を免税とする。

【消費課税】

◎被災自動車に係る自動車重量税の特例還付

被災により滅失又は損壊した自動車について、平成25年3月31日までの間、車検残存期間に相当する納付済み自動車重量税を還付する。

◎被災者の買換え車両に係る自動車重量税の免税措置

被災者が自動車を買換える場合、被災自動車の使用者が平成23年3月11日から平成26年4月30日までの間に取得し車検証の交付を受けた自動車について、新規車検等の際の自動車重量税を免除する。

で、財源をどう手当てしていくかが、これから大きな課題となってくると思われます。さらに現在、学者・有識者で構成された復興構想会議において、復興に向けた議論が精力的に行われています。復興策には十数兆円規模の財源が必要と見込ま

れています。復旧財源、むしろ復興国債の償還財源と云った方が良いのかもしれませんが、これには各種議論があります。増税が必要であるという方や、歳出削減である程度賄うことが必要であると主張される方も

おられます。

現在、最終的な検討がなされていますが、復興への提言が決定すれば、その次の補正予算で盛り込まれることになるでしょう（※六月二十五日に「復興への提言」を首相に答申）。そうすると、財源手当のための法律制定が夏から秋にかけての重要課題となると思われます。

V 社会保障と税の一体改革

社会保障と税の一体改革についての議論も、正に今現在大変な状況となっています。少子高齢化が進む中、社会保障経費は年々累積し、財政が非常に悪い状態であるということは御案内のとおりです。

昨年十二月十四日になされた閣議決定では、その基本方針として「社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案」とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、（中略）二十三年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る」と明記されています。

これらを踏まえて、六月二日、二〇一

五年度までに段階的に消費税率を一〇%までに引き上げることを含めた社会保障と税の一体改革における基本的枠組みの案が社会保障改革に関する集中検討会議において示されました。この案を踏まえて、現在、議論が進んでいる状況です。税制調査会でも活発に議論されていますし、政府・与党の会合で最終的に決定されることになると思います。

税制抜本改革に係る論点整理

最後に、六月十日に行われた平成二十三年度第四回税制調査会資料から、税制抜本改革に係る論点を示しておきます（表5）。論点の中には、すでに二十三年度税制改正法案の中に盛り込まれている事項もありますが、税制抜本改革をどうしていくかということを変更して整理することが課題となっています。

今後ともよい税制を構築するため、また納税者の信頼に依って納税義務の適正な実現を図るためにも、税理士の皆様には引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本講演は六月十六日に行われたものです。

（構成／TKC出版 篠原いづみ）

表5 税制抜本改革に係る論点

（平成23年度第4回税制調査会資料より）

【個人所得課税】 <ul style="list-style-type: none"> ● 格差の是正 ● 所得再分配機能及び財源調達機能の回復 ● 金融証券税制のあり方 	【消費課税】 （消費税以外） <ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化対策の観点
【法人課税】 <ul style="list-style-type: none"> ● 企業の国際的な競争力の維持・向上 ● 国内への立地の促進と雇用の確保 ● 国際的な協調等 	【資産課税】 <ul style="list-style-type: none"> ● 格差の是正 ● 現役世代への生前贈与による財産の有効活用
【消費税】 （今回の議論において提起された論点） <ul style="list-style-type: none"> ● 消費税収の用途・区分経理 ● 消費税率 ● いわゆる逆進性対策 ● 課税の適正化等 ● 国・地方の配分 ● 改革の実施（経済との関係） 	【地方税制】 <ul style="list-style-type: none"> ● 地方分権の推進 ● 国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保 ● 地方消費税の充実 ● 地方法人課税の見直し ● 個人住民税の充実強化の検討 ● 税源の偏在性が小さく、収収が安定的な地方税体系の構築